

# 交通遺児等教育手当支給要領

最終改正 平成27年 3月20日

(目的)

**第1条** この要領は、交通遺児等を養育している者に対し、交通遺児等教育手当を支給することによって、交通遺児等を激励し、もってその健全な育成を図ることを目的とする。

(受給者の責務)

**第2条** 交通遺児等教育手当（以下「手当」という。）の支給を受けた者は、手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(定義)

**第3条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定する交通事故をいう。
- (2) 海難 船舶に業として乗り組む者又は船舶を交通機関として利用する者が、船舶の構造、設備、損傷若しくは運用に関連し、又は本人の過失により、海上（ふ頭又は岸壁に繫留の場合を除く。）で危難に遭うことをいう。
- (3) 交通遺児等 次のすべてに該当する児童、生徒をいう。
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する県内の小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に就学している児童、生徒であること。
  - ロ 交通事故又は海難（以下「交通事故等」という。）により、その養育している父母の一方又は双方が死亡した児童、生徒であること。
  - ハ 現に前記「ロ」の死亡した父母に代わる父母がいない児童、生徒であること。

(支給要件)

**第4条** 手当は、交通遺児等を養育している者（以下「養育者」という。）に支給する。

**第5条** 前条の規定にかかわらず、手当は、交通遺児等及びその養育者の事情を勘案し、宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が支給する必要がないと認める場合は、支給しない。

(手当の額)

**第6条** 手当の額は、交通事故等により死亡した当該父母の交通遺児等が1人の場合は月額3,000円とし、2人以上の場合は1人増すごとに月額1,000円を加算した額とする。

- 2 前項に定める手当のほか、別に定める基準により、手当を支給することができるものとする。

(認定)

**第7条** 養育者が、手当での支給を受けようとするときは、その受給資格について教育長の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、交通遺児等教育手当受給資格認定申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 養育者及び交通遺児等の住民票

- (2) 学校長が発する交通遺児等に係る在学証明書
  - (3) 警察署長又は漁業協同組合長の事故証明書及び死亡診断書（死体検案書）又は海上保安本部長の死亡報告書
  - (4) 前各号に掲げる書類のほか、教育長が必要と認める書類
- (支給及び支払)

**第8条** 第6条第1項で定める手当の支給は、前条の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、その養育する児童、生徒が交通遺児等となった日の属する月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。ただし、受給資格者が、受給資格者となった日の属する月の翌月から2月を経過した後に申請書を提出した場合は、その申請書を提出した日の属する月から始める。

- 2 第6条第1項で定める手当は、4月分から7月分までを7月に、8月分から11月分までを11月に、12月分から3月分までを3月にそれぞれ支払うものとする。
- 3 第6条第2項で定める手当は、3月に支払うものとする。

(受給資格喪失等の届出)

**第9条** 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、直ちにその旨を交通遺児等教育手当等受給資格喪失等届（様式第2号）により教育長に届け出なければならない。

- (1) 交通遺児等を養育しなくなった場合
- (2) 交通遺児等の一部又は全部の者がその要件を欠くに至った場合

(認定内容の変更)

**第10条** 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、直ちにその旨を交通遺児等教育手当認定内容変更届（様式第3号）により教育長に届け出なければならない。

- (1) 交通遺児等が進学又は転学した場合
- (2) 受給資格者の住所又は氏名に変更があった場合

(受給資格認定の取り消し)

**第11条** 教育長は、受給資格者について、当該交通遺児等及びその者の事情の変化により、手当を支給する必要がないと認めるときは、受給資格の認定を取り消すものとする。

(手当の返還)

**第12条** 偽りその他不正の手段により、手当での支給を受けた者があるときは、教育長は、既に支給した手当の全部又は一部を返還させるものとする。

(雑則)

**第13条** この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、昭和49年6月19日から施行し、昭和49年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(支給の特例)

- 2 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間に申請書を提出した受給資格者のうち東日本大震災による影響のため申請書の提出が遅延したと認められるものに対する第8条第1項後段の規定の適用については、同項後段中「2月」を「6月」とする。

附 則（平成9年4月1日）

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年5月24日）

この要領は、平成23年5月24日から施行し、改正後の交通遺児等教育手当支給要領は、平成23年4月1日から適用する。

**附 則**（平成27年3月20日）

この要領は、平成27年3月20日から施行する。

要領第6条第2項関係

## 交通遺児等教育手当一時金支給基準

(目的)

第1 本基準は、交通遺児等教育手当支給要領（以下「要領」という。）第6条第2項で定める手当（以下「一時金」という。）に係る支給基準を定めるものである。

(支給の判断基準)

第2 一時金は、年度内の交通遺児等に対する寄附金総額（以下「寄附金」という。）が、要領第6条第1項で定める手当の当該年度の支給総額（以下「支給額」という。）を超えた場合に支給できるものとする。

(支給対象者)

第3 一時金は、当該年度の12月31日現在で、要領第7条に定める認定を受けている者に、支給できるものとする。

(支給額及び支給額の上限)

第4 一時金の支給額は、寄附金と支給額の差を、支給対象となる児童・生徒の数で除して得た金額（千円未満切り上げ）に、養育する児童生徒の数に乗じて得た金額とする。

附則

本基準は、平成27年3月20日から施行する。